

令和3年度 富士・東部広域環境事務組合議会
定例会 会議録

令和4年3月29日 開会

令和4年3月29日 閉会

富士・東部広域環境事務組合議会

富士・東部広域環境組合告示第 69 号

令和 4 年第 1 回富士・東部広域環境組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 3 月 1 8 日

富士・東部広域環境組合
管理者 堀内 茂

- 1 期日 令和 4 年 3 月 2 9 日（火） 午後 2 時
- 2 場所 富士吉田市環境美化センター 3 階議場

令和4年 富士・東部広域環境事務組合議会定例会 会議録

令和4年3月29日(火) 午後2時00分開議

議事日程(第1号)

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 開会 |
| 日程第2 | 仮議席の指定について |
| 日程第3 | 選挙第1号 議長選挙について |
| 日程第4 | 議席の指定について |
| 日程第5 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第6 | 会期の決定について |
| 日程第7 | 選挙第2号 副議長選挙について |
| 日程第8 | 発議第1号 富士・東部広域環境事務組合議会委員会条例の制定について |
| 日程第9 | 発議第2号 富士・東部広域環境事務組合議会会議規則の制定について |
| 日程第10 | 発議第3号 富士・東部広域環境事務組合議会傍聴規則の制定について |
| 日程第11 | 発議第4号 富士・東部広域環境事務組合管理者の専決事項の指定について |
| 日程第12 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合の休日定める条例) |
| 日程第13 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合公告式条例) |
| 日程第14 | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合議会定例会の回数を定める条例) |
| 日程第15 | 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合監査委員条例) |
| 日程第16 | 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合公平委員会設置条例) |
| 日程第17 | 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例) |
| 日程第18 | 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合事務局設置条例) |
| 日程第19 | 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合行政手続条例) |
| 日程第20 | 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員定数条例) |
| 日程第21 | 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例) |
| 日程第22 | 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例) |
| 日程第23 | 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例) |

日程第 24	承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例)
日程第 25	承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
日程第 26	承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例)
日程第 27	承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)
日程第 28	承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)
日程第 29	承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合の証人等の実費弁償に関する条例)
日程第 30	承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合の派遣職員の給与に関する条例)
日程第 31	承認第 20 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合職員旅費支給条例)
日程第 32	承認第 21 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合手数料条例)
日程第 33	承認第 22 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合長期継続契約の締結に関する条例)
日程第 34	承認第 23 号 専決処分の承認を求めることについて(富士・東部広域環境事務組合指定金融機関の指定)
日程第 35	承認第 24 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 3 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算)
日程第 36	承認第 25 号 専決処分の承認を求めることについて(常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約)
日程第 37	議案第 1 号 令和 4 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算について
日程第 38	議案第 2 号 富士・東部広域環境事務組合情報公開条例の制定について
日程第 39	議案第 3 号 富士・東部広域環境事務組合個人情報保護条例の制定について
日程第 40	議案第 4 号 富士・東部広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
日程第 41	議案第 5 号 富士・東部広域環境事務組合行政不服審査会設置条例の制定について
日程第 42	議案第 6 号 富士・東部広域環境事務組合法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第 43	議案第 7 号 富士・東部広域環境事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 44	議案第 8 号 富士・東部広域環境事務組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

日程第 45	議案第 9 号 富士・東部広域環境事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
日程第 46	議案第 10 号 富士・東部広域環境事務組合財政調整基金条例の制定について
日程第 47	議案第 11 号 富士・東部広域環境事務組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について
日程第 48	議案第 12 号 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定について
日程第 49	議案第 13 号 常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の一部改正について
日程第 50	同意第 1 号 富士・東部広域環境事務組合監査委員の選任について(識見者)
日程第 51	同意第 2 号 富士・東部広域環境事務組合監査委員の選任について(議会)
日程第 52	同意第 3 号 富士・東部広域環境事務組合公平委員会委員の選任について
日程第 53	閉会

出席議員

1 番	勝俣 大紀	2 番	羽田 幸寿
3 番	渡邊 利彦	4 番	太田 利政
5 番	藤江 喜美子	6 番	国田 正己
7 番	鈴木 基方	9 番	杉本 友栄
10 番	尾形 幸召	11 番	山口 章
12 番	小林 剛	13 番	藤江 雅江
15 番	羽田 彌壽彦	16 番	佐藤 博水
17 番	中野 貴民	18 番	倉澤 鶴義
19 番	舩木 直光	20 番	嶋崎 義人

欠席議員

- 8 番 萩原 剛
- 14 番 欠員

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	堀内 茂
副管理者	堀内 富久
副管理者	小林 信保
副管理者	村上 信行
副管理者	長田 富也
副管理者	山崎 泰洋
副管理者	天野 多喜雄
副管理者	高村 正一郎
副管理者	小林 優
副管理者	渡辺 喜久男
副管理者	舩木 直美
副管理者	岡部 岳志
会計管理者	阿藤 文代

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郷田 弘一
事務局職員	滝口 彰一
事務局職員	堀内 明義
事務局職員	小俣 昌寛
事務局職員	渡邊 教人
事務局職員	小野田 壮一朗
事務局職員	小林 麻美

事務局長（郷田弘一君）

まず初めに挨拶を交わしたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。

改めましてこんにちは。富士・東部広域環境事務組合事務局長の郷田でございます。よろしくお願ひいたします。誠に恐れ入りますが、会場にお越しの皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。ご報告いたします。8番議員 萩原剛議員から、欠席する旨の届出がありました。本定例会は、富士・東部広域環境事務組合設立後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長者が仮議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員の中で都留市議会の国田正己議員が最年長者でございますので、ご紹介をさせていただきます。国田議員、どうぞ議長席のほうへお越しいただきたいと思ひます。

日程第1 開会（午後2時2分）

仮議長（国田正己君）

皆様こんにちは。大変ご苦勞様です。ただいまご紹介をいただきました、都留市の国田正己でございます。よろしくお願ひ申し上げます。地方自治法第107条の規定により、年長の故、議長が決まるまでの間、仮議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。出席議員が定足数に達しておりますので会議が成立いたします。ただいまより、令和4年第1回富士・東部広域環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の議事の進行につきましては、富士・東部広域環境事務組合議会会議規則がまだ制定されておりましたが、議員提出議案発議第2号で提出される富士・東部広域環境事務組合議会会議規則に準じて進行したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

仮議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、富士・東部広域環境事務組合議会会議規則により進めて参ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程第2 仮議席の指定

仮議長（国田正己君）

日程第2 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第3 議長選挙

仮議長（国田正己君）

日程第3 これより、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用します同法第118条第2項の規定に基づいて指名推選といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

仮議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、10 番議員 尾形幸召君において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

～「議長」と呼ぶ者あり～

仮議長（国田正己君）

はい。10 番 尾形幸召君。

10 番議員（尾形幸召君）

ご指名いただきました 10 番 尾形幸召でございます。

富士・東部広域環境事務組合議会議長に都留市議会の国田正己議員を指名いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

仮議長（国田正己君）

ただいま、尾形幸召君において指名いたしました、私、国田正己を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

仮議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、私、国田正己が議長に当選いたしました。

会議規則第 32 条第 2 項の規定に基づき告知し、一言就任のご挨拶をさせていただきます。

議長（国田正己君）

ただいま、富士・東部広域環境事務組合議会初代の議長にご選任を承り、心から感謝を申し上げます。私自身、その責任の重さを改めて強く感じている所存でございます。議員各位の皆様方の支援を賜ることを念頭におきまして円滑なる議会運営と議会の活性化に努めて参る所存でございます。今後とも、議員の皆様方の温かいご支援また、ご指導等を承りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（国田正己君）

以上をもちまして、議長の選挙を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 10 分

議長（国田正己君）

それでは再開いたします。議事日程についてお諮りいたします。

お手元に配布しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定しました。

日程第 4 議席の指定

議長（国田正己君）

日程第 4 これより議席の指定を行います。会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、仮議席を本議席に指定いたします。

日程第 5 会議録署名議員の指名

議長（国田正己君）

日程第 5 会議録署名議員を指名いたします。会議規則第 71 条第 1 項の規定により、議長において、1 番 勝俣大紀君、2 番 羽田幸寿君を指名いたします。

日程第 6 会期の決定

議長（国田正己君）

日程第 6 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 7 副議長選挙

議長（国田正己君）

日程第 7 これより副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、18番議員 倉澤鶴義君において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

18番 倉澤鶴義君。

18番議員（倉澤鶴義君）

ご指名いただきました18番 倉澤鶴義でございます。

富士・東部広域環境事務組合議会副議長に富士吉田市議会の羽田幸寿君を指名いたします。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（国田正己君）

ただいま倉澤鶴義君において指名いたしました、2番 羽田幸寿君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、羽田幸寿君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました羽田幸寿君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長に当選されました羽田幸寿君より、就任の挨拶をお願いいたします。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

2番 羽田幸寿君。

副議長（羽田幸寿君）

ただいま、倉澤議員、皆様方からご推挙をいただきました、富士吉田市議会の羽田幸寿でございます。身に余る光栄と同時に、身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

これからは議長を補佐し、誠心誠意努めて参る所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが私からの就任のあいさつといたします。

議長（国田正己君）

ありがとうございました。以上をもちまして、副議長の選挙を終了いたします。

日程第 8 議員提出議案の上程

議長（国田正己君）

日程第 8 から日程第 11 議員提出議案の上程を行います。本日、1 番 勝俣大紀君他 17 名から、議員提出議案発議第 1 号「富士・東部広域環境事務組合議会委員会条例の制定について」、発議第 2 号「富士・東部広域環境事務組合議会会議規則の制定について」、発議第 3 号「富士・東部広域環境事務組合議会傍聴規則の制定について」、及び発議第 4 号「富士・東部広域環境事務組合管理者の専決処分事項の指定について」の 4 案件が提出されました。これを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 案件について、一括採決いたします。ただいま議題となっております議員提出議案発議第 1 号から発議第 4 号までは出席議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号「富士・東部広域環境事務組合議会委員会条例の制定について」、発議第 2 号「富士・東部広域環境事務組合議会会議規則の制定について」、発議第 3 号「富士・東部広域環境事務組合議会傍聴規則の制定について」、及び発議第 4 号「富士・東部広域環境事務組合管理者の専決処分事項の指定について」の 4 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 案件は、原案のとおり可決されました。

次に管理者から議案の提出がありましたのでご報告いたします。議案等につきましてはお手元に配布してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。本定例会に管理者から提出されました、日程第 12 承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第 49 議案第 13 号「常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の一部改正について」までを一括議題として上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、一括議題といたします。
管理者より挨拶を兼ねて提案理由の説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

はい。堀内管理者。

管理者（堀内茂君）

本日、ここに令和 4 年第 1 回富士・東部広域環境事務組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、年度末また公私ご多忙の中ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。また先ほど、初代議長に就任されました国田正己議員、副議長に就任されました羽田幸寿議員におかれましては、ご就任誠におめでとうございます。お二人には、議員としてのご経験と、卓越したご見識を大いに活かしていただき、12 市町村住民の利便性の向上と、広域行政の進展のため、格別なるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、富士・東部広域環境事務組合として初めての議会でありますので、組合設立までの経過についてご報告させていただきます。

本組合を構成する、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村の 12 市町村の圏域内におけるごみ処理施設は、大月都留広域事務組合まるたの森クリーンセンター、上野原市クリーンセンター及び山中湖村クリーンセンター、富士吉田市環境美化センターの 4 施設であります。いずれも施設の老朽化が進んでいることや、地元との協定による施設の使用期限が迫っていることから、新しいごみ処理施設を建設することが喫緊の課題となっております。令和 2 年 11 月 9 日に、山梨県の立会いのもと「富士北麓・東部地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」に調印し、令和 3 年 4 月 8 日に富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会が発足し、私たち 12 市町村は一部事務組合設立に向けた協議と調整を重ねて参りました。本組合の設立につきましては、昨年 12 月の構成市町村の定例議会において組合設立についての議決をいただいた後、山梨県への組合設立許可申請を経て、本年の 1 月 12 日付けで山梨県知事より設立の許可をいただくことができました。その後、1 月 31 日に富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会を解散し、翌 2 月 1 日に富士・東部広域環境事務組合の設立に至りました。そして、富士吉田市環境美化センター内に事務所を開設し、専決処分及び条例の作成等の準備を行って参りました。

本組合が共同処理する事務は、一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営であります。令和14年4月からの稼働を目標として、引き続き効率的かつ適正な事務処理に努めて参る所存でございますので、構成市町村議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、提案理由の説明をさせていただきます。今回提案いたしました議案は、専決処分25件、条例の制定11件、令和4年度予算1件、規約の一部改正1件、人事案件3件の、合計41件であります。このうち、人事案件以外を一括して説明させていただきます。承認第1号から承認第25号につきましては、富士・東部広域環境事務組合の設置に伴い、必要な条例等を制定する際、組合議会が成立していなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号 富士・東部広域環境事務組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ189,353千円と定めるものであります。

議案第2号 富士・東部広域環境事務組合情報公開条例から議案第13号 常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の一部改正につきましては、富士・東部広域環境事務組合が行う事務手続き等を定めるための条例を制定するものであります。

以上、38案件について一括してご説明申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、事務局局長より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議可決下さいますようお願い申し上げます。ご挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

議長（国田正己君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。これより議案に対する詳細説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

はい。郷田事務局長。

事務局局長（郷田弘一君）

それでは、日程第12承認第1号から日程第49議案第13号までについての詳細説明を申し上げます。

お手元の管理者提出議案綴をご覧ください。

承認第1号から承認第25号までにつきましては、新組合設立に伴い必要な条例等の制定を行う必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。なお、説明につきましては、専決処分書及び組合名の部分は省略させていただき、条例の目的、趣旨等を中心にご説明させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

専決処分をいたしました分類別案件数は、条例22案件、指定金融機関の指定、組合令和3年度一般会計予算、事務委託に関する規約の25案件となっております。

1ページが専決処分書になります。

5ページをお願いいたします。

専決第 1 号「組合の休日を定める条例」ですが、組合の休日を日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、とするものでございます。

11 ページをお願いいたします。

専決第 2 号「公告式条例」ですが、地方自治法第 16 条第 4 項の規定に基づき、公告式を定めるものです。12 ページの別表に記載された構成市町村掲示場に、掲示するものであります。

17 ページをお願いいたします。

専決第 3 号「組合議会定例会の回数を定める条例」ですが、地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を年 2 回とするものです。なお、規則により、定例会は、毎年 2 月と 8 月に招集し、管理者が必要と認めるときは、その時期を変更することができる旨を定めております。

23 ページをお願いいたします。

専決第 4 号「監査委員条例」ですが、地方自治法第 202 条の規定に基づき、監査委員に関する必要な事項を定めるもので、定例監査は毎年 7 月、例月の出納検査は毎月 20 日から末日までの間、定めております。なお、公表につきましては、先ほどの公告式条例で規定する掲示場へ掲示いたします。

29 ページをお願いいたします。

専決第 5 号「公平委員会設置条例」ですが、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づき、本組合に公平委員会を設置するものであります。

35 ページをお願いいたします。

専決第 6 号「公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例」ですが、地方公務員法第 9 条の 2 第 12 項において準用する同法第 31 条の規定に基づき、公平委員の職務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものです。37 ページには、その様式を記載しております。

43 ページをお願いいたします。

専決第 7 号「事務局設置条例」ですが、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、組合に事務局を置き、必要な事項は規則で定めるものであります。

49 ページをお願いいたします。

専決第 8 号「行政手続条例」ですが、行政手続法第 3 条第 3 項において、同法の規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることにより、組合の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものです。

69 ページをお願いいたします。

専決第 9 号「職員定数条例」です。管理者の事務部局 11 名、議会事務局 2 名、公平委員会事務局 2 名、監査委員事務局 2 名とするものです。なお、議会・公平委員会及び監査委員の事務局の職員は、管理者の事務部局の職員が兼ねることができるものとなっております。

75 ページをお願いいたします。

専決第 10 号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」ですが、地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものであります。

81 ページをお願いいたします。

専決第 11 号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」ですが、地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について、必要な事項を定めるものであります。

87 ページをお願いいたします。

専決第 12 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」ですが、地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものです。1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とし、休憩時間や年次有給休暇、特別休暇の期間等について定めるものであります。

103 ページをお願いいたします。

専決第 13 号「職員の育児休業等に関する条例」ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。

113 ページをお願いいたします。

専決第 14 号「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」は、地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもので、第 2 条で研修、厚生に関する計画に参加する場合などは、職務専念義務の免除を受けることができる旨を定めるものであります。

119 ページをお願いいたします。

専決第 15 号「管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例」では、地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、管理者及び副管理者の報酬額及び旅費に関し必要な事項を定めるものです。報酬は、別表第 1 のとおり、管理者が年額 30 千円、副管理者が年額 20 千円と定めるものです。また、旅行した場合の費用、費用弁償については、別表第 2 のとおりでございます。

125 ページをお願いいたします。

専決第 16 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」ですが、地方自治法第 203 条の規定に基づき、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもので、報酬は、別表第 1 のとおり、議長が年額 20 千円、副議長が年額 15 千円。126 ページをお願いいたします。議員が年額 12 千円と定めるものであります。また、旅行した場合の費用、費用弁償については別表第 2、別表第 3 のとおりでございます。

131 ページをお願いいたします。

専決第 17 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」ですが、地方自治法第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

137 ページをお願いいたします。

専決第 18 号「証人等の実費弁償に関する条例」ですが、地方自治法第 207 条の規定に基づき、組合に関する出頭、調査等による証人等に対し、実費弁償を支払うため本条例を制定するものであります。

143 ページをお願いいたします。

専決第 19 号「派遣職員の給与に関する条例」ですが、地方自治法第 204 条及び第 252 条の 17 の規定に基づき、派遣職員の給与に関する取扱いを定めるため、本条例を制定するものであります。

149 ページをお願いいたします。

専決第 20 号「職員旅費支給条例」ですが、地方公務員法第 204 条の規定に基づき、職員の旅費支給について必要な事項を定めるものです。日当、宿泊料等については 151 ページの別表のとおりでございます。

157 ページをお願いいたします。

専決第 21 号「手数料条例」ですが、地方自治法第 227 条の規定に基づき、組合が徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。

165 ページをお願いいたします。

専決第 22 号「長期継続契約の締結に関する条例」ですが、地方自治法第 234 条の 3 及び同法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものです。長期継続契約を締結することができる契約は、第 2 条に掲げるものでございます。

171 ページをお願いいたします。

専決第 23 号「富士・東部広域環境事務組合指定金融機関の指定」については、地方自治法第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、組合の公金の収納及び支払いの事務を取扱う金融機関に、株式会社 山梨中央銀行を指定するものであります。

177 ページをお願いいたします。

専決第 24 号「令和 3 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。本年度の一般会計予算につきましては、組合が設立されました 2 月 1 日から本年 3 月 31 日までの、2 カ月間の歳入歳出予算となります。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を、それぞれ 10,408 千円と定めております。

次に、195 ページをお願いいたします。

専決第 25 号「常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約」について、ご説明いたします。常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務については、山梨県市町村総合事務組合へ事務委託を行うものでございます。

以上が、専決処分案件の承認案件となります。

続きまして、197 ページをお願いいたします。

議案第 1 号「令和 4 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」について説明いたします。

令和 4 年度、富士・東部広域環境事務組合予算（案）については、第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 189,353 千円と定めております。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 10,000 千円と定めております。

次に 213 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 情報公開条例の制定についてご説明申し上げます。

本組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な組合行政の推進を図るため、公文書の開示請求権、開示請求の手續、審査請求、公文書の管理、公文書の開示等の実施状況等の公表について、必要な事項を定めるものでございます。

223 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 「個人情報保護条例の制定について」 ご説明申し上げます。

組合の実施機関における個人情報の取扱いに関する必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱い、開示、訂正、審査請求について、必要な事項を定めるものでございます。

239 ページをお願いいたします。

議案第 4 号「情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」 ご説明申し上げます。

本組合の情報公開制度、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審査会を設置するもので、委員を 5 名以内、任期を 2 年とするものであります。

243 ページをお願いいたします。

議案第 5 号「行政不服審査会設置条例の制定について」ご説明申し上げます。

行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づき、管理者の附属機関として審査会を設置するもので、委員を 5 名以内、任期を 3 年とするものでございます。

247 ページをお願いいたします。

議案第 6 号「法務専門職員の任用等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

行政不服審査法の規定に基づく審理手続きにおいて法務専門職員の任用等を行うため、本条例を制定するものです。

249 ページをお願いいたします。

議案第 7 号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、組合における人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

251 ページをお願いいたします。

議案第 8 号「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等が行えるよう規定を整備するものでございます。

255 ページをお願いいたします。

議案第 9 号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、議会に付さなければならない契約は、第 2 条で、予定価格 150,000 千円以上の工事又は製造の請負。

第 3 条で、財産の取得又は処分は、予定価格 20,000 千円以上の不動産若しくは動産の買入若しくは売り払い、土地については、その面積が 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限ることなど、必要な事項を定めるものであります。

257 ページをお願いいたします。

議案第 10 号「財政調整基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法 241 条第 1 項に基づき、組合の財源の調整を図るため、基金に関し必要な事項を定めるものであり、基金の積立て・管理・運用基金の処理・処分について定めるものでございます。

また、積立は、予算計上し積み立てることを基本といたしますが、第 2 条で各年度において、一般会計の歳入歳出の決算で、剰余金を生じた場合は、当該剰余金の 2 分の 1 を下らない範囲において、管理者が定める額を基金に編入することも定めております。

259 ページをお願いいたします。

議案第 11 号「財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政状況の公表手続等について定め、8 月と 12 月に組合広告式条例で定める掲示場で公表を行うことを定めるものであります。

261 ページをお願いいたします。

議案第 12 号「組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、組合管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書を提出する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものであります。

265 ページをお願いいたします。

議案第13号「常勤の職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害に対する補償事務の事務委託に関する規約の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、4月より競争入札における資格審査事務を山梨県市町村総合事務組合へ追加委託するためのものであります。

以上、日程第12承認第1号から日程第49議案第13号までの詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第12:承認第1号～日程第36:承認第25に対する審議

議長（国田正己君）

以上で、各議案に対する詳細説明は終了いたしました。これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。承認第1号から承認第25号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、日程第12承認第1号から日程第36承認第25号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、討論を終結いたします。

これより承認第1号から承認第25号までの専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 37: 議案第 1 号に対する審議

議長（国田正己君）

これより日程第 37 議案第 1 号の審議に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第 37 議案第 1 号 令和 4 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 38: 議案第 2 号から日程第 49: 議案第 13 号に対する審議

議長（国田正己君）

これより日程第 38 議案第 2 号から日程第 49 議案第 13 号までを一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号から議案第 13 号までを一括審議いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

～「ありません」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号から議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第50:同意第1号に対する審議

議長（国田正己君）

これより日程第50 同意第1号の審議に入ります。

堀内管理者より、提案理由の説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

はい。堀内管理者。

管理者（堀内茂君）

日程第50 同意第1号についてご説明申し上げます。

本案は、富士・東部広域環境事務組合監査委員、識見者の選任でありまして、富士吉田市富士見二丁目2番12号、渡邊龍雄氏を選任いたしたく地方自治法第196条第1項及び富士・東部広域環境事務組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（国田正己君）

同意第1号についての説明は終了いたしました。

本案件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第51号:同意第2号に対する審議

議長（国田正己君）

これより日程第51号同意第2号の審議に入ります。

ここで地方自治法第117条の規定により、7番 鈴木基方君の暫時除斥を求めます。鈴木基方君は退席をお願いいたします。

～7番 鈴木基方議員 退席～

議長（国田正己君）

堀内管理者より、提案理由の説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

はい。堀内管理者。

管理者（堀内茂君）

日程第51号 同意第2号についてご説明申し上げます。

本案は、富士・東部広域環境事務組合監査委員、議会議員からの選任でありまして、大月市賑岡町浅利1214番地、鈴木基方議員を選任いたしたく地方自治法第196条第1項及び富士・東部広域環境事務組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（国田正己君）

同意第2号についての説明は終了いたしました。

本事件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

これより、同意第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、鈴木基方君の議場の除斥を解きます。

～7番 鈴木基方議員 入場～

議長（国田正己君）

ここで時間を頂きまして、選任に同意されました監査委員の鈴木基方君から就任の挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

監査委員（鈴木基方君）

一言ご挨拶申し上げます。ただいま議会選出の監査委員に選任をいただきました、大月市議会の鈴木でございます。

微力ではございますが職務の重要性を認識し、誠心誠意、職務を全うするため努めてまいります。議員各位の温かいご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（国田正己君）

以上で監査委員の挨拶を終わります。

日程第52:同意第3号に対する審議

議長（国田正己君）

これより同意第3号の審議に入ります。

堀内管理者より、提案理由の説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

はい。堀内管理者。

管理者（堀内茂君）

日程第 52 同意第 3 号についてご説明申し上げます。

本案は、富士・東部広域環境事務組合公平委員会委員の選任でありまして、富士吉田市中曾根一丁目 3 番 14 号、羽田明弘氏、富士河口湖町小立 869 番地、古屋賢一氏、上野原市上野原 4869 番地、高橋正氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（国田正己君）

同意第 3 号についての説明は終了いたしました。

本案件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしますが、これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

これより、同意第 3 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立「全員」～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもって令和 4 年第 1 回富士・東部広域環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

事務局長（郷田弘一）

それでは最後に挨拶を交わしたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。相互に礼。

閉会（午後 14 時 53 分）